

令和7年度都区財政調整協議会幹事会協議内容（第2回都区財政調整協議会：R8.1.7）

【都側提案事項】

1 算定方法の見直し等

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	区民関係等事務費（人権擁護員）	人権擁護員に係る経費について、実施区が1区のみであることから、算定を廃止する。	特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都側提案に沿って整理する。	区民関係等事務費（人権擁護員）について、算定を廃止する。
2	区民関係等事務費（調査委託料）	区民関係等事務費に係る調査委託料について、実施区がないことから、算定を廃止する。	特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都側提案に沿って整理する。	区民関係等事務費（調査委託料）について、算定を廃止する。
3	心身障害者緊急一時保護事業費（都型ショートステイ・家庭保護）	心身障害者緊急一時保護事業に係る経費のうち、都型ショートステイについては実施区が存在せず、家庭保護については実施区が4区と少数であることから、算定の廃止を提案したが、区側から本事業の見直しに当たって、平成30年度財調協議での議論を踏まえ、区単独事業の検証抜きに廃止することは妥当ではないとの意見があった。 都としては、平成30年度財調協議においても、本提案事業に係る標準区経費の設定を見直す必要があると述べており、区単独事業については、各区により実施状況が異なることから、標準区経費を設定することは妥当ではないと見解を示している。 なお、本事業の見直しに当たり、提案事業と区単独事業は個別に議論が可能と考えているが、区単独事業の実施状況等を鑑みる必要があるということであれば、区側において検証を実施すべきと考える。 都側提案は、今回、改めて確認した特別区の実態を踏まえ、算定廃止を提案しているものであり、妥当であると考えられるが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。	区としても、本事業の見直しの必要性については認識している。しかし、区単独事業については、都型ショートステイ及び家庭保護事業と高い関連性のあるものと考えており、平成30年度財調協議時に区側で調査をした結果、19区での実施を確認している。 そういった過去の協議状況や本事業と関連性の高い区単独事業の実施状況等を踏まえると、今回の本事業に係る提案に当たっては、少なくとも、区単独事業についても調査対象とし、現時点での区単独事業の実施状況等を鑑みた上で、見直しを検討する必要があると考える。 なお、算定の見直しに係る提案等については、区単独事業の調査及び検証等を含め、引き続き都区双方で検討するものとする。	協議が整わなかった項目として整理する。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
4	身体障害者福祉電話通話料補助事業費	身体障害者福祉電話通話料補助事業に係る経費について、特別区の実態と乖離があることから、算定の見直しを提案したが、区側から未実施区を除いて標準区経費を設定すべきであるとの意見があった。 都としては、各区の決算額を基にした見直し案については、特別区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考えるが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。	都側提案は未実施区も含め標準区経費を設定している。標準区経費の設定においては、未実施区を除くべきであることから、都側提案は妥当ではない。	協議が整わなかった項目として整理する。
5	【投資】老人福祉費（密度補正）	老人福祉費の投資的経費における住民基本台帳上の日本人老人人口に対する外国人人口を含んだ老人人口の比率をもとに割増又は割減をする補正について、令和7年度財調協議で実施した「投資的経費の見直し」に伴い、老人福祉費の投資的経費が全固定となったことで、本補正が機能を失い、必要性がなくなったことから、廃止する。	都側提案は、老人福祉費の投資的経費が全固定となったことにより、密度補正が機能しなくなったことを踏まえた、妥当な内容であると考えられるため、都側提案に沿って整理する。	【投資】老人福祉費（密度補正）について、算定を廃止する。
6	環境計画推進費（行動計画等運営委員会）	平成18年度財調協議において新規算定して以降、見直されおらず、都側調査の結果、決算額と現行算定額との乖離が確認できたことから、算定の見直しを提案したが、区側から未実施区を除いて標準区経費を設定すべきであるとの意見があった。区の主張どおり、未実施区を除いて標準区経費を設定した場合、過大な算定となるため、区側の見解を伺ったが、明確な見解が示されなかった。 都としては、各区の決算額を基にした見直し案については、特別区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考えており、事業の未実施区も含めて標準区経費を設定することは妥当であると考えているが、都区双方の見解を一致させることは困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。	都側提案は未実施区も含め標準区経費を設定している。標準区経費の設定においては、未実施区を除くべきであることから、都側提案は妥当ではない。	協議が整わなかった項目として整理する。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
7	総務管理費（産業医報酬）	<p>平成29年度財調協議で見直しを行って以降、見直されておらず、都側調査の結果、決算額と現行算定額との乖離が確認できたことから、算定を見直す。現行算定は一部固定で、標準区経費は回帰分析により設定されているが、令和5年度財調協議において教職員健康管理費（産業医報酬）の算定充実を行った際と同様、労働安全衛生法に規定されている基準を踏まえ、50人以上の職員が在籍する事業場数に応じて産業医の人数を全固定で設定する。</p> <p>なお、都としては、3年ごとに清掃費の経常的経費全体を見直すという取扱いに固執する必要はなく、適時適切に見直しを行っていくべきと考える。</p>	<p>清掃費の総務管理費については、令和6年度財調協議における清掃費の見直しの中で改善を行った項目になるが、令和8年度財調協議で改めて見直しを行う理由を伺う。</p> <p>令和6年度財調協議でも述べたとおり、今後収集運搬体制が変わる等、各区の取組が大きく変化する際には、複数年に渡る見直し等を都区双方で検討したいと考えるが、現時点での見直し方法については、3年ごとを基本に清掃費全体を見直すことが適当であると考えます。</p> <p>一方で、3年ごとの見直しを基本としながらも、平成29年度財調協議以降見直しがなされていない項目として、見直しが必要とする都側の意見も一定程度理解する。</p> <p>なお、現行算定は一部固定であり、標準区経費は回帰分析により設定されている。都側提案は全固定かつ、単価と清掃事務所及び清掃事業所数のモデルによる設定となっているが、変更した理由を伺う。</p> <p>都側提案は、令和5年度財調協議を踏まえた経費設定となっており、妥当であると考えられるため、都側提案に沿って整理する。</p>	<p>総務管理費（産業医報酬）について、算定を見直す。</p>
8	総務管理費（廃棄物減量等審議会委員報酬）	<p>平成27年度財調協議で見直しを行って以降、見直されておらず、都側調査の結果、決算額と現行算定額との乖離が確認できたことから、算定の見直しを提案したが、区側から未実施区を除いて標準区経費を設定するべきであるとの意見があった。区の主張どおり、未実施区を除いて標準区経費を設定した場合、過大な算定となるため、区側の見解を伺ったが、明確な見解が示されなかった。</p> <p>都としては、各区の決算額を基にした見直し案については、特別区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考えており、事業の未実施区も含めて標準区経費を設定することは妥当であると考えているが、都区双方の見解を一致させることは困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。</p> <p>なお、次回、清掃費の経常的経費全体の見直しを行う令和9年度財調協議においては、本事業についても区側で調査を行った上で、提案を行うべきと考えている。</p>	<p>都側提案は、未実施区も含めた実施回数等により標準区経費を設定している。標準区経費の設定においては、未実施区を除くべきであることから、都側提案は妥当ではない。</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
9	道路認定事務費	道路の認定、廃止等に伴う測量調査及び道路台帳の作成管理等に係る経費について、特別区の実態を踏まえた見直し提案を行ったが、区側から標準区経費の設定に当たって、所要経費が下位の区も除外すべきとの意見があった。経費が突出している上位区とは異なり、下位区は連続的な分布を示しており、外れ値とは認められず、除外すべきではないと考えるが、一方で、本事業はこれまで一度も見直しを行っておらず、現行算定と区の実態との乖離が著しい状況にあり、不調にすべき事案ではないと考える。そのため、上位の除外区数を変更するなど、改めて経費を設定した都側修正案によって算定を見直す。	都側提案は、標準区経費の設定に当たり、経費が突出している上位区の決算を除外していたが、下位の区も同様に除外するなど経費設定について精査が必要である旨を、区側は指摘した。都側からは、所要経費が下位の区は、経費が突出している上位区とは異なり、連続的な分布を示しており、外れ値とは認められず、除外すべきではないとの考えが示された。区側は、下位の区も除外する方向で検討すべきと考えているが、除外区数を変更した都側修正案についても一定程度理解できるものであり、また、現行算定と区の実態に大きく乖離が生じている状況も看過することはできないため、都側修正案に沿って整理する。	道路認定事務費について、算定を見直す。
10	防災生活圈促進事業（態容補正）	都市整備費の態容補正において、21項目を算定対象としているまちづくりに要する経費のうち、防災生活圈促進事業については、令和7年度以降に実施する予定の区がないことから、算定を廃止する。	今後、特別区での実施予定がなく、都側提案は妥当であると考えられるため、都側提案に沿って整理する。	防災生活圈促進事業について、算定を廃止する。
11	都市再生総合整備事業（態容補正）	都市整備費の態容補正において、21項目を算定対象としているまちづくりに要する経費のうち、都市再生総合整備事業については、令和7年度以降に実施する予定の区がないことから、算定を廃止する。 なお、本事業について、将来需要が見込まれる際には、区側提案を受け、協議することに異論はない。	事業が継続されている中、算定を廃止する考え方については疑問が残るが、今後の実施予定がないことは認識した。区側としては、事業の制度が継続しているため、将来需要が見込まれる際には、本事業について、改めて協議すべきであると考えているが、都側より「将来需要が見込まれる際には、区側提案を受け、協議することに異論はない」との見解が示された。このことを踏まえ、今回は、やむを得ないものとして、都側提案に沿って整理する。	都市再生総合整備事業について、算定を廃止する。
12	社会教育指導者講習会費	社会教育指導者に対する講習会に係る経費について、特別区の実態を踏まえた見直し提案を行ったが、講習会を委託して実施している区のうち、都調査への回答をしていない区が存在したとのことである。 都の調査は各区における事業執行の形態を問わず、実施状況を調査したものであり、現に調査票にはその他の回答区分を設け、網羅的に回答を求めたものであるが、調査結果に反映されていない実態があることを確認したことから、協議が整わなかったものとして整理する。	都の調査結果では、経費計上区・決算額は前回の見直し時と比べて著しく減少しているとのことであるが、区で都の調査結果を検証したところ、講習会を委託により実施しているにもかかわらず、調査への回答を行っていない区が存在したことから、本調査結果のみを踏まえて縮減すべきではない。	協議が整わなかった項目として整理する。

【区側提案事項】

1 特別区相互間の財政調整に関する事項
基準財政需要額の調整項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	防犯機器等購入補助事業費	<p>区側提案は、都補助の内容等を踏まえ、標準的なモデルを作成の上、経費を設定したとしている。</p> <p>しかし、都の補助事業は、補助上限額の基準を設けた上で10分の10補助することとしており、区市町村の負担は発生しない枠組みとなっている。このため、本事業における都の補助基準が、都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。</p> <p>なお、特別区における犯罪認知件数が都内市と比較して多いという点であるが、特別区は市部と比べて人口が多いため、犯罪認知件数が多くなるのは当然のことと承知をしている。しかし、犯罪認知件数が多いことと都の上乗せ補助を実施することの関連性が不明であり、区の主張する説明は、都の補助基準以上の水準で財調算入するために必要な「論理的な説明」としては不十分と考える。</p>	<p>防犯機器等購入補助事業費について、令和8年度に限り、臨時的に算定する。</p> <p>警視庁の公表する「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」によれば、令和6年の犯罪認知件数の特別区平均は約3,000件と都内市平均の約900件を大きく上回っている。そのため、特別区においては、防犯対策の必要性・緊急性が特に高いことから、都の上乗せ補助を行う当該経費は、大都市需要として論理的に説明できるものであり、標準的な経費として妥当であると考え。</p> <p>特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。</p>	協議が整わなかった項目として整理する。
2	ガバメントクラウド関連経費	<p>区側提案は令和7年度における各区のガバメントクラウド利用状況調査をもとに1システムに係る月額単価及び移行に係る完了率を設定し、標準化対象の20基幹業務のうち都が徴収する固定資産税と法人住民税を除く18システムを対象規模とみなして経費設定している。</p> <p>しかし、標準区経費の設定に当たっては、既に算定されている「電子計算事務費」等のうち、物理サーバーやデータセンター利用料等が下がる可能性があるため、既存経費の見直しを併せて行うべきと考える。</p> <p>これに対して、区側より「従来『電子計算事務費』等で算定されているシステム保守委託等において、物理サーバーやデータセンター利用料等が減少する可能性はあるが、ガバメントクラウド利用料については実際に発生している経費であるため算定すべき」と発言があった。しかし、少なくとも「電子計算事務費」で算定されている物理サーバー等にかかる経費と代替関係にある以上、その点が整理されていない区側提案は、標準区経費として妥当性に欠けると考える。なお、他の個別システムに係る経費についても検証のうえ、適切に整理すべきと考える。</p>	<p>ガバメントクラウド関連経費について、新規に算定する。</p> <p>都側の意見のとおり、自治体システム標準化移行により、従来「電子計算事務費」等で算定されているシステム保守委託等において、物理サーバーやデータセンター利用料等が減少する可能性はある。しかし、ガバメントクラウド利用料については実際に発生している経費であるため算定すべきと考える。</p> <p>本事業については、国の方針に基づき、原則として令和7年度を目標に全区で行われるものであり、標準算定すべき事業ではあるが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。</p>	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	おくやみコーナー運営事業費	区側提案は、実施区平均による経費設定である点が妥当性に欠けると考えるが、都側の意見を踏まえた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	おくやみコーナー運営事業費について、新規に算定する。都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めた平均により、改めて標準区経費を設定した。	おくやみコーナー運営事業費について、新規に算定する。
4	都・区市町村DX協働運営委員会経費（人材シェアリング利用団体応分負担）	区側提案は、各区の次年度参加意向状況を用いた標準区設定であるが、妥当性に欠けるため、区の実績を把握した上で標準区経費を設定すべきと考える。 これに対して、区側より「予算等の見込みにより標準区経費を設定」している事業が存在する点に触れ、意向状況を用いていることを理由に妥当性を否定されるものではないという考えが示された。 しかし、まず前提として、財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、個々の事業・事務内容に即して判断をしている。その上で、本事業について、意向状況を用いた見込みでは、予算等の見込みと比べて、次年度の各区の参加を担保しているとは言い難いため、妥当性に欠けると考える。 また、事業の普遍性についても、意向状況を用いた見込みでは、参加予定区は過半数を超えているが、経費設定同様、各区の実績を踏まえた上で判断すべきと考える。	都・区市町村DX協働運営委員会経費（人材シェアリング利用団体応分負担）について、新規に算定する。 過去の協議において、予算等の見込みにより標準区経費を設定し、合理的かつ妥当な算定を行っている事業も存在することから、各区の次年度参加意向状況を用いていることを理由に妥当性を否定されるものではないと考える。 また、区側としては本事業は多数の区で実施を予定している普遍的な事業であり、特別区の実態を踏まえ標準区の設定を行っていることから、他の財調算定されている事業と何ら異なるものではないと考える。よって、当該経費は、標準的な経費として妥当と考える。 特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区の見解を一致させることは困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。	協議が整わなかった項目として整理する。
5	男女共同参画事業費	区側提案は、前回見直し時から、LGBT等の性的マイノリティに関する事業の実施やSNS相談などの取組が拡大しているという特別区の実態を踏まえ、算定を充実した標準区設定となっている。 都では2050東京戦略において、性的マイノリティの方も含め、「東京で働き、暮らす誰もが共に交流し、支えあうインクルーシブシティ東京を実現」と掲げていることに加え、区においても関連する取組の拡大により、経費が増加していることを確認した。 よって、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側提案に沿って整理する。	男女共同参画事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、包括算定項目であることから、見直しに当たっては事業費全体を見直す。	男女共同参画事業費について、算定を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6	公金取扱手数料 （指定金融機関業務経費）	<p>区側提案について、事業全体を対象にした回帰分析結果による現行経費の設定方法から業務ごとの単価に件数を乗じる方法に変更している。</p> <p>また、「収納（口座振替）」及び「振込組戻」について、全比例から一部固定の算定に変更しており、その理由については、区側から、前者については「個人だけでなく法人等の人口と必ずしも相関しない相手からの収納も生じること、また、一括納付や分割納付等により1人当たりの納付回数は一律にはならず、単純に人口には比例しないこと」という理由が挙げられた。しかし、その理由は「収納（口座振替を除く）」にも当てはまり、現に回帰分析でも同等の結果となっている。そのため、同業務の経費設定についても固定費を設けるべきと考える。</p> <p>また、後者については、「通常発生しない経費」という理由の説明があったが、その性質上、人口に比例する経費ではないと考えられるため、全固定として設定すべきと考える。</p> <p>区側修正案は、これらの都側意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>公金取扱手数料の指定金融機関業務経費について、指定金融機関業務に係る手数料が改定されることを踏まえ、算定を充実する。</p> <p>都側の意見を踏まえ、収納（口座振替を除く）及び振込組戻について算定方法を変更し、改めて標準区経費を設定した。</p>	<p>公金取扱手数料（指定金融機関業務経費）について、算定を見直す。</p>
7	区長及び区議会議員選挙公営費	<p>区側提案は、区側の実態に沿って経費を設定しているが、ポスター掲示場設置経費については、区画数によって掲示板の大きさが異なることにより、立候補者数によって設置経費が異なることから、掲示場1か所当たり設置単価にばらつきがあるため、都としては国基準により設定する手法が合理的かつ妥当な水準であると考えている。</p> <p>そのため、現行算定と同様に「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」が示す金額を使用して標準区経費を再設定する必要があると考える。</p> <p>なお、令和2年度及び平成26年度財調協議においては、区の実態と乖離していたとしても同手法による見直しで都区合意をしている。</p>	<p>区長及び区議会議員選挙公営費について、公報・ポスター掲示場数の増加等により、特別区の取組が拡大していることを踏まえ、算定を充実する。</p> <p>特別区の実態を踏まえれば、国基準ではなく実態に基づいて算定すべきと考えるが、今回の協議で合意に至ることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
8	指定管理者選定等経費	区側提案は、標準区の指定管理者の設定について、放課後児童クラブが追加されているが、区で指定管理者を選定している実態があることに加え、児童福祉費（放課後児童クラブ事業費）の標準区経費においても指定管理委託を設定している点を踏まえ、妥当と考える。 また、標準区経費の設定は、標準事業規模に連動するところ、令和7年度財調協議における投資的経費の見直しに加え、今回提案された「投資的経費の見直しに伴う経常的経費の反映」の検討結果を反映すべきであるが、都側の意見を踏まえた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	指定管理者選定等経費について、令和7年度財調協議で行った投資的経費に係る標準施設の見直しを踏まえ、算定を改善する。 都側の意見を踏まえ、「投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映」の検討結果を反映し、改めて標準区経費を設定した。	指定管理者選定等経費について、算定を見直す。
9	区立施設定期点検調査費	区側提案は、1㎡当たり平均点検単価が現行算定と比較して増加しているが、バリアフリー化の進展によるエレベーター設置台数の増加によるものとのことである。 また、標準区経費の設定は、標準事業規模に連動するところ、令和7年度財調協議における投資的経費の見直しに加え、今回提案された「投資的経費の見直しに伴う経常的経費の反映」の検討結果を反映すべきであるが、都側の意見を踏まえた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	区立施設定期点検調査費について、令和7年度財調協議で行った投資的経費に係る標準施設の見直しを踏まえ、算定を改善する。 都側の意見を踏まえ、「投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映」の検討結果を反映し、改めて標準区経費を設定した。	区立施設定期点検調査費について、算定を見直す。
10	民生委員・児童委員活動費	本経費は、「民生委員法」に基づく指導訓練に関する費用として、都道府県がこれを負担することと定められており、既に、都負担金が交付されている。 区側提案は、都負担金の趣旨と同様のものであり、各区が上乗せで経費の支給を行うことについては、各区がそれぞれの政策判断に基づき、自主的に行っているものと考えられる。それぞれ独自の政策的判断により、国や都の基準を上回る事業を実施すること自体、否定されるものではないが、財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、個々の事業・事務内容に即し、特別区の実態だけでなく、地方交付税の算入水準や国庫・都補助等の取り扱い等も踏まえ、総合的に勘案して判断をしていくものと考えている。 本事業については、「民生委員法」に基づき、指導訓練に関する必要経費を交付している都の水準が「合理的かつ妥当な水準」であると考えられる。	民生委員・児童委員活動費について、新規に算定する。 民生委員・児童委員については、地域の社会福祉の増進及び子どもの安心安全な暮らしにおいて不可欠であり、昨今のなり手不足の課題に加え、委員の活動形態の多様化や相談内容の複雑化による役割の増等を踏まえ、委員の活動支援として、21区で独自に都負担金基準額に上乗せし支給しているところである。 特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
11	避難行動要支援者個別計画策定経費	避難行動要支援者個別計画策定に係る経費については、令和3年度再調整において、「地方交付税に準拠したモデルの設定」とし、優先度が高い避難行動要支援者への計画作成を、おおむね5年程度で取り組むこととされていることから、令和3年度から令和7年度までの経費を一括で算定した。 そのため、令和8年度以降の標準区経費の設定に当たっては、区の実態だけでなく、令和3年度再調整において算定済みの経費を踏まえたものとすべきであるが、区側提案は、「個別計画の新規作成分」及び「更新分」の区別を行っておらず、また、経費設定に当たって対象者の範囲が整理されていないため、令和3年度再調整において算定済みの経費と重複が生じており、妥当ではない。	避難行動要支援者個別計画策定経費について、新規に算定する。 現時点で令和8年度以降の地方交付税措置の状況が判明しておらず、全区で計画策定を実施していることを踏まえ、区側としては、必ずしも地方交付税に準拠した算定にする必要はないと考えている。 特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。	協議が整わなかった項目として整理する。
12	高齢者見守り推進事業費	区側提案は、標準区経費の設定に当たり、予算を用いており妥当性に欠けると考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえ、都補助金の交付決定額をもとに経費設定を行ったものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 なお、次年度以降については、前々年度補助実績に連動して毎年度メンテナンスを行う。	高齢者見守り推進事業費について、新規に算定する。 予算を用いた標準区設定では妥当性に欠けるとの発言があったが、算定に当たっては、事業の性質や背景等を踏まえるべきであり、予算額での算定にも合理性があるという考えに変わりはない。また、予算等の見込みにより、標準区経費を設定し、合理的かつ妥当な算定を行っている事業もある。 しかしながら、提案した内容では、合意することが困難であることから、都側の意見を踏まえ、都補助金の交付決定額に基づいて、改めて標準区経費を設定した。 次年度以降、補助実績に応じて毎年度メンテナンスを行うことは、適切な方法であり異論はない。	高齢者見守り推進事業費について、新規に算定する。
13	子供食堂推進事業費	区側提案は、都補助金の実績を踏まえたものであるが経費の精査が必要であったところ、この点を踏まえた区側修正案は合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	子供食堂推進事業費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	子供食堂推進事業費について、新規に算定する。
14	保育人材確保支援事業費	区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、各区の実績にばらつきがあることから経費の精査が必要であり、妥当性に欠けると考える。	保育人材確保支援事業費について、新規に算定する。 本事業における各区の経費や特定財源の充当状況にはばらつきがあり、これらを踏まえ、決算額から標準区経費を設定しているところである。 特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
15	高校生等医療費助成事業費	<p>都は、子育てを支援する福祉施策の充実に向け、区市町村が実施する高校生等への医療費助成事業に対し、所得制限や通院時の一部自己負担等の基準を設けた上で補助することとしており、早期の事業開始を促進するため、令和5年度から3年間は都の負担割合を10分の10としている。</p> <p>こうした中、昨年度実施された高校生等医療費助成に関する都区の「協議の場」において、令和7年10月から所得制限を撤廃すること、及び、都の実施する高校生等医療費助成について、令和8年度以降は本則を適用し、負担割合は区2分の1、都2分の1とすること、これらを踏まえ、高校生等医療費助成の所得制限の撤廃・本則の適用にあたっては、各区の負担分について、都区財政調整の基準財政需要額として算定していくことを、財調協議の場で議論していくことがまとめられた。</p> <p>これまでの協議における整理を踏まえ、まず、都事業において、令和8年度から本則が適用されることによる、区負担分2分の1については、基準財政需要額として算定することで合意をしたいと考えている。</p> <p>一方、各区において実施している一部自己負担金の区負担分については、都はこれまでの協議において、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」と見解を示してきたところである。</p> <p>したがって、都事業の基準に基づき、一部自己負担金相当額を設定した上で算定すべきと考える。</p> <p>区側修正案は、この点を踏まえ、都の補助基準の範囲内で経費が設定されており、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>都補助の補助率が2分の1となり、新たに発生する区負担分及び一部自己負担金の区負担分について、基準財政需要額に算定することを提案する。なお、一部自己負担金については、取扱いが都と区で整理されるまでの時限算定とする。</p> <p>本事業は都が一方的に発表し、補助基準について、都区で調整したものの、意見が折り合わず、特別区の意見が反映されないまま、開始されたものである。本年10月より所得制限が撤廃されたものの、一部自己負担金の設定は残ったままとなっており、特別区の事業実態や、特別区が作り上げ、推進してきた既存の医療費助成制度を踏まえたものになっていない。</p> <p>一部自己負担金の区負担分について、都の補助基準が財調の合理的かつ妥当な水準であると主張し、標準的な需要ではないとすることは、到底容認できない。</p> <p>一部自己負担金については、必要とする区民が躊躇せず、安心して医療サービスを受けられるよう、特別区が足並みを揃え、全区で、区の負担とし、事業を実施しているものである。また、特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえると、特別区域におけるサービス水準が「合理的かつ妥当な水準」であり、財調上算定すべきと考える。</p> <p>一方で、第2回幹事会において発言したとおり、区負担分2分の1について、基準財政需要額として算定し、合意すること自体には異論はない。このため、都側の意見を踏まえた修正案をまとめたので、確認いただきたい。</p>	<p>高校生等医療費助成事業費について、新規に算定する。</p>
16	共同生活援助等事業費	<p>区側提案には、国庫負担事業及び運営費加算に係る経費以外に各区で加算を行っている経費が含まれており、標準区経費として設定することは妥当でないと考える。また、決算を踏まえた標準区経費の設定に当たっては、特別区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考えるが、これらの都側意見を踏まえた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>共同生活援助等事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。</p> <p>今回の算定に含めた各区が加算している経費は、個々の事情により都外グループホームを利用する者に対する経費など、多数の区が実施している事業のものであるため、標準区経費として設定することは妥当であるとする。また、合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、実施区の数値をもって積算を行うべきと考える。しかしながら今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であるため、本事業の算定を見直すに当たっては、都側の意見を踏まえ、各区による加算部分の除外及び経費突出区の数値を精査した上で、改めて標準区経費を設定した。</p>	<p>共同生活援助等事業費について、算定を見直す。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
17	子ども医療費助成事業費	<p>本事業については、都はこれまでの協議において、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準である」との見解を示している。</p> <p>今回の区側提案に対する都側の見解であるが、まず、市町村部における都の補助基準の範囲内に係る算定の充実については、標準的な需要として妥当なものとするが、経費の精査は必要であるとする。</p> <p>一方、各区において実施している一部自己負担金の区負担分に係る提案については、都の補助基準に含まれないものであり、この部分の算定は妥当ではないとする。</p> <p>この点を踏まえた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>乳幼児医療費助成及び義務教育就学児医療費助成に係る扶助費等について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。</p> <p>特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、特別区域におけるサービス水準により算定すべき事業であるとの考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。</p> <p>このため、本事業の算定を見直すに当たっては、都側の意見を踏まえ、一部自己負担に係る部分を除外し、経費の精査を行った上で、改めて標準区経費を設定した。</p>	<p>子ども医療費助成事業費について、算定を見直す。</p>
18	第一子無償化への対応	<p>区側提案のうち、私立保育所及び私立認定こども園の見直し案については、現在算定されている利用者負担額（国基準）に対して都補助事業が反映されていることから、妥当であるとする。</p> <p>一方、区立保育所及び区立認定こども園の見直し案では利用者負担額（国基準）の算定が廃止されているが、都補助事業は、区立保育所等も、私立保育所等と同様に利用者負担額（国基準）を前提とするものであることから、廃止は妥当ではない。</p> <p>この点を踏まえた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>都が令和7年9月から開始した第一子無償化に伴い、区立保育所、区立認定こども園、私立保育所及び私立認定こども園における利用者負担額の廃止及び都支出金の増等について、算定を見直す。</p> <p>特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、区側としては、区立保育所等の利用者負担額の算定を廃止すべきとの考えは変わらない。</p> <p>しかしながら、都側の指摘については、区立保育所等と私立保育所等の算定の整合を図るという点では一定程度理解できることから、今回は、都側の意見を踏まえ、利用者負担に係る部分を前提に整理し、改めて標準区経費を設定した。</p>	<p>区立保育所管理運営費、私立保育所施設型給付費等、区立認定こども園管理運営費及び私立認定こども園施設型給付費等について、保育所等利用世帯負担軽減分に係る算定内容を見直す。</p>
19	私立保育所施設型給付費等（処遇改善）	<p>区側提案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側提案に沿って整理する。</p>	<p>私立保育所施設型給付費等について、公定価格の見直しによる処遇改善等加算の一本化を踏まえ、算定を改善する。</p>	<p>私立保育所施設型給付費等（処遇改善）について、算定を見直す。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
20	予防接種費（带状疱疹）	<p>区側提案について、予防接種費（带状疱疹）については合理的かつ妥当な水準であるものの、带状疱疹ワクチンが定期接種化されたことを踏まえ、財調上の整理としては、定期接種に係る経費のみを算定すべきと考える。この都側意見を踏まえた区側修正案は、予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）の算定を廃止するものであり、妥当であることから区側修正案に沿って整理する。</p> <p>なお、带状疱疹ワクチンの接種対象については、令和7年度から5年間の経過措置期間が設けられている。</p> <p>経過措置期間中の対応としては、平成30年度財調協議で都区合意した内容に沿って、1か年度の実績が判明した段階で見直し、3か年度の実績が判明した段階でさらに見直す。</p> <p>経過措置期間終了後の対応としては、接種率は、経過措置期間が終了した翌年度に実施する財調協議において、想定接種率で設定し、1か年度の実績が判明した段階で見直し、3か年度の実績が判明した段階でさらに見直す。事務費は、想定接種率で見直した段階及び3か年度の実績が判明した段階で、接種率に合わせて事務費についても適切に見直すべきと考える。</p>	<p>予防接種費（带状疱疹）について、令和7年4月から定期接種化されたことを踏まえ、新規に算定する。</p> <p>また、予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。</p> <p>区としては、令和6年度財調協議において「定期接種化された際には経費全体の見直しを行う」と整理されたことを踏まえ、予防接種費（带状疱疹）及び予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）の2つの提案により、一体的な見直しを提案しているものである。</p> <p>なお、予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）は、都補助が令和7年度限りで廃止予定であるものの、令和8年度以降も、過半数の区で事業を継続予定であること、定期接種と接種対象者の重複が発生していないことから、引き続き算定されるべき事業であると考え。</p> <p>今回の協議では、都区双方の見解を一致させることが困難であることから、都側の意見を踏まえ、予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）については、算定を廃止する。</p> <p>経過措置期間中及び経過措置期間終了後の対応について、継続的に見直していくことに異論はない。</p>	<p>予防接種費（带状疱疹）について、新規に算定する。</p> <p>なお、予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）について、算定を廃止する。</p>
21	母子保健指導費（両親学級）	<p>決算を踏まえた標準区経費の設定に当たっては、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものとなっており、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>母子保健指導費（両親学級）について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。</p> <p>都側の意見を踏まえ、1人当たり経費と人口規模により改めて標準区経費を設定した。</p>	<p>母子保健指導費（両親学級）について、算定を見直す。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
22	衛生総務費（自動体外式除細動器（AED））	各費目で維持管理経費を算定している施設のAED経費について、区側提案では各区及び各施設の設置状況を踏まえた提案となっておらず、標準区における設置台数について精査が必要と考えるが、都側意見を踏まえ、改めて設置台数を設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 しかしながら、民間施設の設置分については、各区の実施状況にばらつきが見られることや、普遍性がないもの含まれているなど、精査が不足しており、標準区経費としての妥当性が判断できない。	衛生総務費（自動体外式除細動器（AED））について、令和7年度財調協議で行った投資的経費に係る標準施設の見直しを踏まえ、算定を改善する。 また、民間施設に設置しているAEDについて、特別区の実態を踏まえ、新規に算定する。 各費目で維持管理経費を算定している施設のAED経費について、都側の意見を踏まえ、各種運動施設についても、各区及び各施設の設置状況を踏まえ、改めて標準区における設置台数を設定した。 民間施設分について、特別区では、過半数の区において平時の安全確保及び災害時の対応力強化を目的とし、民間企業との協定等により24時間営業店舗等へAEDを設置している。このような特別区の実態を踏まえ、標準区経費については、実施規模の小さい区を含めた実施区の数値に基づき設定しているところである。 特別区の実態や事業内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。	衛生総務費（自動体外式除細動器（AED））について、算定を見直す。 なお、民間施設分については、協議が整わなかった項目として整理する。
23	予防接種費（高齢者肺炎球菌）	区側提案は、本ワクチンに係る予防接種委託料の規模設定について、経過措置終了後1か年度の実績を踏まえて見直しを行っており、妥当であると考えている。ただし、区側提案は予防接種委託料のみを見直す内容となっているため、現在「予防接種費」で算定されている関連事務費についても、見直しを行うべきと考えるが、区側修正案は、都側意見を踏まえ、事務経費についても改めて標準区経費を設定しており、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	予防接種費（高齢者肺炎球菌）について、令和5年度末で経過措置期間が終了したことを踏まえ、算定を改善する。 都側の意見を踏まえ、事務経費についても経過措置終了後1か年度の実績に基づき、改めて標準区経費を設定した。	予防接種費（高齢者肺炎球菌）について、算定を見直す。
24	予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）	【区側提案事項】1特別区相互間の財政調整に関する事項のNo.20「予防接種費（带状疱疹）」に記載のとおり。	【区側提案事項】1特別区相互間の財政調整に関する事項のNo.20「予防接種費（带状疱疹）」に記載のとおり。	予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）について、算定を廃止する。
25	作業運営費（粗大ごみ収集運搬委託・粗大ごみ処理手数料）	区側提案は、標準区経費の設定に当たり、既に算定している経費と重複する経費や普遍性がない経費を含めているため、精査が必要と考えるが、都側の意見を踏まえた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	作業運営費について、令和5年10月の粗大ごみ処理手数料の改定を踏まえ、事業費（粗大ごみ収集運搬委託）及び特定財源（粗大ごみ処理手数料）を見直し、算定を改善する。 都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	粗大ごみ収集運搬委託・粗大ごみ処理手数料について、算定内容（委託料、特定財源）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
26	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（脱炭素化関連））	区側提案は経費設定に当たり標準的なモデルを設定しているが、実績が突出している区が含まれており、精査が必要であると考え。この都側意見を踏まえた区側修正案は合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（脱炭素化関連））について、新規に算定する。都側の意見を踏まえ、実績突出区の実績を精査した上で、標準的なモデル設定を行い、改めて標準区経費を設定した。	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（脱炭素化関連））について、新規に算定する。
27	公衆浴場助成事業費	本事業については、令和6年度財調協議において、区側より「燃料費の支援を拡大しているのは今年度からであるため、都案ではその動きを捉えておらず、各区の実態を捉えた経費設定ではない可能性がある」等の発言を受け、協議が整わなかったものである。この点について、区側から各区における助成状況の説明があり、実際に支援が増額し、同程度で推移していることを理解した。また、臨時的な経費の整理についても、除外して経費設定をしている点を理解した。 標準区経費の設定方法については、現行算定と同様、浴場数と1箇所当たりの助成額を考慮したものとなっており、妥当である。ただし、1箇所当たりの助成額の設定に当たっては、経費が突出している区を除外する必要があると考え、この点を修正した区側修正案は合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	公衆浴場助成事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。都側の意見を踏まえ、経費突出区を除外し、改めて標準区経費を設定した。	公衆浴場助成事業費について、算定を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
28	【態容補正】農漁業振興経費	<p>農漁業振興経費については、平成21年度財調協議で算定を充実して以来、見直しを行っていない。</p> <p>令和4年度財調協議において、算定方法改善のため農業委員会を設置している区に対し、該当世帯数に応じて加算する算定方法に見直す都側提案を行ったが、事業を実施しているにもかかわらず、算定されない区が生じることとなるとして、不調となっている。一方で、農漁業世帯を有する区の中に事業未実施区が含まれているといった現行算定の問題点を共有し、算定に当たっての条件設定や指標などについて、都区で検討していくことを確認している。</p> <p>区側提案のうち、まず、算定に用いる指標を農漁業世帯数から経営耕地のある農業世帯数に変更する点については、現行算定の問題点として共有していた、農漁業世帯を有する区の中に事業未実施区が含まれていることにより、補正が適切に機能していない点について、解消していることを確認できたため、都としても妥当であると考えている。加えて、漁業振興経費を廃止する点、標準区における世帯数を変更する点についても、妥当であると考えている。</p> <p>更に、1世帯当たり経費の積算対象及び対象外として整理した事業に係る事業区分別の主な事業の整理についても、区側から内容が一定程度明らかにされたため、都側としても異論はない。</p> <p>ただし、1世帯当たり経費の積算に当たっては、標準的な需要として妥当とは言えない経費が含まれているため、当該経費を除外する必要があると考えているが、都側意見を踏まえた区側修正案は合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>農漁業振興経費について、過去の協議及び特別区の実態等を踏まえ、より実態に即した算定となるよう、算定方法及び1世帯当たり経費等を取りまとめた。</p> <p>1点目が、漁業振興経費について、事業実施区が1区に留まっている実態を踏まえた、算定の廃止である。</p> <p>2点目が、算定方法について、特別区の実態と農林業センサスとの関連性を踏まえ、経営耕地のある農業世帯数に応じて加算するものへの見直しである。</p> <p>3点目が、標準区数値について、これまで申し上げた2点を踏まえ、事業実施区の経営耕地のある農業世帯数の平均値である123世帯への見直しを提案する。</p> <p>4点目が、1世帯当たり経費について、事業実施区での普遍性が認められる事業による設定とするため、算定される事業の見直しを提案する。なお、区民農園については、その目的が、農業の振興よりも、区民の余暇活動の充実に資する性格が強いこと、また、農業まつり等については、実施区が一部に限られていることから、それぞれ1世帯当たり経費の積算対象外と整理している。</p> <p>都側の意見を踏まえ、1世帯当たり経費の精査を実施し、改めて標準区経費を設定した。また、漁業振興経費の算定廃止を踏まえ、事業名を農漁業振興経費から農業振興経費に変更する。</p> <p>なお、積算対象外事業については、特別交付金の算定事由に合致するものと理解する。</p>	<p>農漁業振興経費について、算定を見直す。</p> <p>なお、事業名を「農漁業振興経費」から「農業振興経費」に変更する。</p>
29	住宅対策費（住宅セーフティネット関連経費）	<p>本事業の令和6年度時点までの各区における支出実績は9区となっており、現状では普遍的な需要があるとは言い難いと考えている。</p> <p>一方、土木費では、都市整備費の態容補正において、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業を算定しているところであるが、この事業については、現在、住宅セーフティネット事業へ移行している状況があると承知をしている。そのため、本事業に係る需要については、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業からの更なる移行など、将来的に増加する可能性があること自体は否定しないものの、そうであればこそ両事業を合わせた検討を行うべきと考えている。この点が十分に検討されていない区側提案については、妥当性の判断ができない。</p>	<p>住宅対策費（住宅セーフティネット関連経費）について、新規に算定する。</p> <p>特別区の実態を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議で合意に至ることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。</p> <p>次年度以降、本事業の状況の精査等、引き続き検証を行っていく。</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
30	【小・中学校費】 学校職員費（校内別室指導支援員）	<p>区側提案は、実施区平均による経費設定となっているが、本事業の経費設定に当たっては、国の補助制度に基づく単価等を考慮し、標準的なモデルを設定の上、標準区経費を設定すべきである。</p> <p>区側修正案は、この都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p> <p>なお、学校職員費（校内別室指導支援員）は不登校対策の一環であるが、教育費では同じく不登校対策として教育相談事業費（適応指導教室指導員）を算定しており、両事業は、その性質上密接に関連している。</p> <p>そのため、区の実態として校内別室の設置により、適応指導教室の需要が代替される可能性も考えられるため、将来的に本事業または適応指導教室を見直す場合には、両者を一体的に検討すべきと考える。</p>	<p>学校職員費（校内別室指導支援員）について、新規に算定する。</p> <p>「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、都内における教育支援センター（適応指導教室）で相談・指導を受けた人数は、令和4年度から令和6年度にかけて増加傾向にある。このことから、校内別室の設置により、現時点では適応指導教室の需要が代替されているとは言えない。</p> <p>都側の意見を踏まえ、標準的な事業モデルを設定する等、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。</p> <p>一体的に検討を行うことに異論はない。</p>	<p>学校職員費（校内別室指導支援員）について、新規に算定する。</p>
31	【小・中学校費】 学校運営費（電気料・ガス料・水道料）	<p>学校運営費については、既に廃止された「学校運営費標準」を参考に経費設定がされているが、廃止以降も見直しがなされておらず、見直しを行う必要性については都側も認識をしている。</p> <p>区側提案は特別区の実態を踏まえたものとなっており、現行の経費設定方法から大きく変更するものとなっているが、今回提案された「投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映」と同様に、投資的経費で設定している財調上の標準事業規模に連動した経費設定を行うことが妥当と考える。また、その際、測定単位については、投資的経費の測定単位を踏まえ、児童数・生徒数ではなく学校数で変更することも検討するとともに、経費設定に当たっては、学校に併設されている施設に係る光熱水費等について、精査を行う必要がある。</p> <p>これらの都側意見を踏まえた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p> <p>なお、今後の見直しについて、現時点で全ての経費を今回と同様の手法で設定することを求めているものではなく、提案があった経費の性質等に応じて適切に検討を行うべきものと考えている。</p> <p>また、今回の協議によって、学校運営費標準が廃止されて以降、関連する経費が初めて見直された。その他の経費についても早急な見直しが必要であると考えている。</p>	<p>学校運営費（電気料・ガス料・水道料）について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。</p> <p>まず、経費設定方法について、都側の主張にも一定程度の合理性があるため、修正する。</p> <p>次に、測定単位について、経費設定方法の修正に合わせて学校数に変更する。</p> <p>今後、学校運営費の別の経費を見直す際には、経費の性質に鑑み、測定単位の集約や「投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映」における経費設定方法を採用しないことが妥当となることも想定されるが、都側の見解を伺う。</p> <p>また、学校に併設されている施設に係る光熱水費等について、経費精査を行った。</p>	<p>学校運営費（電気料・ガス料・水道料）について、算定を見直す。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
32	【小・中学校費】 学校法律相談事業費	区側提案は、現行算定の経費設定方法を変更し、回帰分析によるものとしているが、本事業の経費設定に当たっては、区間で実施回数や単価にばらつきがあることを考慮し、現行算定同様に標準的なモデルを設定の上、標準区経費を設定すべきである。 また、教職員が対象の研修については、同じく教育費で算定している教職員研修費で算定すべき経費であり、現行算定と一体的に見直しを図るべきと考える。 区側修正案は、これらの都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	学校法律相談事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 経費設定方法について、現行算定における経費設定方法と異なることに問題があるとは考えていない。 研修については、本事業と密接に関連していることから、あわせて提案している。 都側の意見を踏まえ、標準的な事業モデルを設定する等、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	学校法律相談事業費について、算定を見直す。
33	日本語適応指導事業費	決算を踏まえた標準区経費の設定に当たっては、特別区全体の充足率が100%を超えるべきではないと考えるが、区側修正案は都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	日本語適応指導事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 本事業は、区立小・中学校に在籍する外国人児童・生徒に対して、学校生活で支障が生じないように教育環境の整備を図る経費を対象としている。「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」によると、日本語指導を必要とする児童生徒数が大幅に増加している状況にあり、本事業の経費増加要因になっている。 また、新規算定時からの状況の変化として、本事業を対象とした都補助金が創設・活用されている状況にある。 これらの本事業を取り巻く状況の変化を踏まえて、算定を見直す必要がある。 都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めた平均により、改めて標準区経費を設定した。	日本語適応指導事業費について、算定を見直す。
34	いじめ問題対策委員会等経費	区側提案には、「いじめ防止対策推進法」に基づいた委員会等として、法第14条第1項・第14条第3項・第28条第1項・第30条第2項に関する経費が含まれている。 これらのうち、法第28条第1項・第30条第2項の事業については重大事態への対処に要する臨時的な経費であり、毎年発生する経費なのか、過去3年間の実績だけでは確認できない。 これらの経費については、より長期間の実績を確認の上、標準的な需要といえるか、分析を行う必要があると考える。	いじめ問題対策委員会等経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 「いじめ防止対策推進法」に基づいた委員会等として、区の実態が確認できたものについて提案している。 今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
35	文化財保護普及事業費	標準区経費は合理的かつ妥当な水準で設定する必要があることから、ばらつきの具体的な原因分析やそれに応じた精査などを行うべきであるが、区側提案はこのような精査が不足しており、標準区経費としての妥当性が判断できない。 なお、区側提案のうち出土埋蔵文化財保管に係る経費については、経費の性質上、郷土資料館管理運営費で算定することを含めてさらなる検討が必要と考える。	文化財保護普及事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 各区が実施する文化財保護普及事業は、文化財保護法に地方自治体の責務として明確に位置付けられている事業であるが、文化財は地域の歴史と密接に関連があること等から、文化財の多寡や各区の事業量、経費にばらつきが生じることが当然である。 また、出土埋蔵文化財については、郷土資料館等に展示・保管されているものと認識している。 今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。	協議が整わなかった項目として整理する。
36	私立幼稚園施設型給付費（処遇改善）	区側提案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側提案に沿って整理する。	私立幼稚園施設型給付費について、公定価格の見直しによる処遇改善等加算の一本化を踏まえ、算定を改善する。	私立幼稚園施設型給付費（処遇改善）について、算定を改善する。

2 その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	都区連携経費	<p>現在の東京には、少子高齢化や国際競争力の強化など、我が国が先送りしてきた課題が社会の至るところで先鋭化しており、都としても、課題解決のためには、都区の緊密な協働と連携が不可欠であると認識している。</p> <p>一方、区側提案については、既存算定との重複等の懸念があることから、次年度以降、改めて経費を精査の上、議論すべきものとする。</p>	<p>都区連携経費について、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の財政需要として、新規に算定する。</p> <p>具体的には、災害対応等経費として「TOKYO強靱化プロジェクト」などを踏まえた水害に備えた都市インフラの強靱化に向けた需要、少子化対策経費として「少子化対策の推進に向けた論点整理 2025」などを踏まえた地域の実情に応じたこども・子育て政策に係る需要、脱炭素関係経費として「ゼロエミッション東京戦略」などを踏まえたゼロカーボンシティの実現に向けた需要である。</p> <p>区側としては、既存算定との重複等の懸念はないと考えているが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。</p> <p>なお、各需要については、都区が直面している喫緊の課題であり、都区で連携して取り組む必要があることから、算定すべきと考える。今年度は協議が整わなかったが、本事業の趣旨に鑑み、次年度以降も議論していきたい。</p>	協議が整わなかった項目として整理する。
2	学校等情報配信システム関連経費 【議会総務費】 【民生費】 【教育費】	<p>区側提案には、幼児の指導記録等の幅広い保育業務に係る機能等が含まれていることを都で確認しており、現行算定の情報配信に係る経費とは異なる経費が多く含まれている。</p> <p>この点について、既存事業との関係性の確認などの検証が行われておらず、標準区経費としての妥当性を判断できない。</p>	<p>学校等情報配信システム運用経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。</p> <p>本事業を取り巻く状況の変化としては、システム導入区数の増加に加えて、新システムへの移行があった。新システムへの移行とあわせて、機能の拡充を行っており、これに伴い経費が増加している。</p> <p>今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。</p>	協議が整わなかった項目として整理する。

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	副食費の無償化（保育所等）	<p>令和元年10月から、国の制度において、幼児教育・保育の無償化が実施され、それに合わせて、副食費について施設による徴収を基本とすることとされた。</p> <p>都区財政調整においても、3歳から5歳までの児童に係る副食費の徴収及び免除について、国制度を反映しており、この算定が標準的な需要であると考えている。</p> <p>現時点で、国制度において副食費は実費徴収とされていることから、副食費の無償化に係る経費については、標準的な需要とはいえないと考えている。</p> <p>なお、主食費に係る経費については、過去の財調協議において整理された上で算定されているものと考えている。</p>	<p>副食費の無償化（保育所等）について、新規算定を提案する。</p> <p>国の方針では、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に向けて、3歳から5歳までの子どもたちの食材料費については、主食費・副食費ともに施設による実費徴収が基本とされた。ただし、2号認定の副食費は、保育料に含まれていた経緯もあり、保護者負担の軽減の観点から、認可保育所及び認定こども園について、全区で無償化を実施している。</p> <p>都は、「少子化対策は一刻の猶予もない」として、学校給食費の負担軽減事業や保育料の第一子無償化等の子育て費用支援を実施しており、これは本事業の目的と同一である。全区で実施している実態を踏まえると、算定すべきと考える。</p> <p>国制度においては、主食費・副食費ともに施設による実費徴収が基本とされているが、都区財政調整において、主食費の無償化に係る経費については、既に算定されている。</p> <p>国制度において実費徴収とされていることを理由に、副食費の無償化に係る経費が標準的な需要とはいえないと主張するのであれば、主食費についても同様のはずである。</p> <p>それにもかかわらず、副食費の無償化のみ標準的な需要とはいえないと考える理由について、都側の見解を伺う。</p> <p>（つづきあり）</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	副食費の無償化 (保育所等) (つづき)		<p>主食費に係る経費について、国制度の変更に関わらず、過去の財調協議により算定していることを踏まえれば、副食費についても同様に、区の実態を反映すべきである。</p> <p>都は、保育料の第一子無償化により、0歳から2歳までの子どもたちの保育料を無償化しているが、この保育料には副食費が含まれている。このため、0歳から2歳の保育料を無償化することは、同時に副食費を無償化することとなる。</p> <p>また、学校給食費保護者負担軽減事業費は、令和7年度財調協議において整理された上で算定されているが、学校給食にはごはん・パンといった主食だけでなく、おかず・牛乳といった副食も含まれている。</p> <p>これらは、「0歳から18歳まで、切れ目のない経済的支援」として都が掲げる施策であり、別途協議中の事業もあるが、都区財政調整においても適切に反映されている。同じ副食費に係る経費であるにもかかわらず、3歳から5歳のみ、標準的な需要とはいえないと考える理由について、都側の見解を伺う。</p> <p>特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえれば、都全域を対象とした国の基準ではなく、特別区域におけるサービス水準により算定すべきと考える。</p> <p>こうした背景を踏まえると、本事業が「あるべき需要」であるかについて、引き続き都区で議論を続けていく必要があると考える。</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
4	再任用職員住居手当支給開始に伴う標準給及び再任用（短時間）職員給与の見直し	<p>新たにフルタイム再任用及び再任用（短時間）職員の住居手当を反映するに当たり、フルタイム再任用以外の職層別標準給で用いている「地方公務員給与実態調査」の数値ではなく、各区実績に基づく支給率等を用いている。これは、「地方公務員給与実態調査」において、再任用職員の住居手当の調査は5年に一度の実施となり、次回調査が令和10年度を予定しているため、現時点では該当の数値を把握できないためであることを確認した。また、再任用（短時間）職員給与への加算額について、暫定再任用短時間勤務職員だけでなく定年前再任用短時間勤務職員も含めた支給率を用いて設定しているが、両者ともに勤務時間や給与体系、手当の支給などの面では違いはないため、両者を区別せずに算定しても問題ないことを確認した。</p> <p>区側提案は、支給率の算出に誤りがあるなど、精査が必要と考えるが、都側の意見を踏まえた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。なお、経費設定の方法については、令和10年度に実施される「地方公務員給与実態調査」の結果を踏まえ、令和11年度財調協議で改めて検討する必要があると考える。加えて、特別区の住居手当支給額が変更された場合には、メンテナンスで反映することが適当と考える。</p>	<p>令和6年11月の国通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」を踏まえ、特別区において、令和7年度から、支給要件を満たす再任用職員に対して、新たに住居手当を支給することが可能となったことから標準給及び再任用（短時間）職員給与に住居手当支給分の影響を反映し、算定を改善する。なお、今回の住居手当支給開始に伴う、該当職員一人当たり給与の増加額は各区の令和7年4月の支給実績に基づいた支給率に特別区の住居手当支給額を乗じて設定する。</p> <p>標準給については、部長級、課長級、係長級、主任、係員、技能系、60歳超職員及びフルタイム再任用の8区分の職層別に設定し、職層別の職員構成比を乗じた累計により、統合標準給を設定している。今回の見直しに伴い、フルタイム再任用部分の標準給に増加額を加算することで影響を反映する。</p> <p>再任用（短時間）職員給与については、議会総務費にて個別に算定されているため現行算定に増加額を加算することで影響を反映する。</p> <p>都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて影響を反映した。</p> <p>なお、経費設定の方法について、令和10年度に実施される「地方公務員給与実態調査」の結果を踏まえ、令和11年度財調協議で改めて検討すること、及び特別区の住居手当支給額が変更された場合に、メンテナンスで反映することについて異論はない。</p>	再任用職員住居手当支給開始に伴い、標準給及び再任用（短時間）職員給与について見直す。

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5	公共施設LED灯切替事業に伴う電力消費量の反映	<p>区側からは、LED灯切替に伴う電力消費量の影響、及び経常的経費の見直し対象外となっている施設に係る電気料金の見直しの2点について提案があった。</p> <p>まず、LED灯切替に伴う電力消費量の影響について、区側提案は令和8年度財調における削減効果を反映するモデルを設定しているところ、このモデルは妥当と考えられる。このため、令和7年度財調協議で標準事業規模の見直しを行った施設及び小・中学校は、経常的経費の見直しとして別途提案された「投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映」及び「学校運営費（電気料・ガス料・水道料）」による見直し後の電気料等に、当該モデルによる係数を乗じることで整理する。</p> <p>また、都側の意見を踏まえ、次年度以降に、標準施設の電気料等を見直しを行った場合のLED灯切替による削減効果の反映モデルが設定されたところ、このモデルも妥当であることから、この案に沿って整理する。</p> <p>次に、上記以外の施設の電気料金について、区側提案は、経常的経費の見直しに係る調査結果をもとに上昇率モデルを設定して電気料等を改定するものであるが、モデルに用いた施設の種類ごとの上昇率にばらつきがあり、モデルとしては妥当ではないと考える。</p> <p>一方、区側の発言のとおり、経常的経費の見直しに係る調査結果からは、各施設とも電気料金が上昇しているという状況は確認できる。令和7年度地方交付税においても、自治体施設の光熱費の高騰への対応経費が計上されており、標準事業規模の見直しを行わなかった施設についても光熱費の高騰を反映すべきである、という点は、都としても一定程度理解する。</p> <p>ところで、財調における電気料については、過去、各区における節電の取組等を踏まえ削減を行った経緯がある。各区においては一層節電に取り組まれていると思うが、近年の電気料金の高騰による影響は、これまでの削減による影響を超える可能性がある。</p> <p>そこで、経常的経費の見直し対象外となっている施設については、上記の電気料削減を復元することとし、その上で、LED灯切替による削減効果を反映させることで、本見直しによる増減を0とすることで整理する。</p>	<p>令和7年度財調協議における公共施設LED灯切替事業費の算定により、財調上の標準施設はLED灯が標準仕様となったため、LED灯導入による削減効果を施設の電気料金に反映し、算定を改善する。</p> <p>削減効果については、国の公表する資料等に基づき、施設の電気料金のうち電灯設備が占める割合や基本料金の割合、電力消費に対する削減割合などからモデル設定し、一律の係数を各施設に乘じることで反映する。</p> <p>なお、標準施設のうち、令和7年度財調協議で投資的経費に係る規模の見直しを行った施設及び小・中学校については、別途区側提案をしているため、各提案の中で、当該係数を乗じることで削減効果を反映する。</p> <p>また、標準事業規模の見直しを行った施設の実態を調査した結果、電気料金の大幅な上昇が見られた。そのため、規模の見直しを行わなかった施設についても同様の状況が想定されることから、LED灯導入による削減効果に加え、調査結果に基づく電気料金の上昇率を乗じ、特別区の実態を適切に反映する。</p> <p>区側としては、標準事業規模の見直しを行わなかった施設の電気料に、今回の区側提案による上昇率モデルを反映することが妥当であるとの考えは変わらないが、これまでの協議状況を踏まえると、今回の協議において、区側提案に沿った合意は困難である。</p> <p>一方で、昨今の電気料金の高騰を踏まえると、財調上の電気料が現行の水準を下回することは避けなければならない。そのため、今回は、都側の提案に沿って整理することに異論はない。</p> <p>なお、次年度以降、標準施設の電気料を見直す際のLED灯切替による削減効果の反映については、今回設定したモデルをベースに、LED灯への切替が2030年度までの間、毎年一定の割合で進捗するモデルとし、協議年度により切替実施率に基づき削減効果を反映することを想定している。</p>	<p>標準施設の電気料等について、LED灯切替に伴う電力消費量の影響を反映し、算定を見直す。</p> <p>なお、電気料金の上昇率の反映は協議が整わなかった項目として整理する。</p> <p>ただし、経常的経費の見直し対象外となっている施設は、過去の電気料削減を復元する。</p>

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6	<p>投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映</p>	<p>投資的経費については、昨年度の財調協議で区側から提案があり、都区で協議を重ね、平成25年度財調協議以来となる全体的な見直しについて、取りまとめを行った。それに伴い、今回、区側から、経常的維持管理運営費への反映に関する提案があった。</p> <p>経常的経費の見直しについても、平成26年度財調協議以来の全体的な見直しとなるが、都側としても、現下の社会・経済情勢や各区の実態等を踏まえて、適切な見直しは必要であると認識している。</p> <p>今回の区側提案については、特に次の点について確認が必要と考える。</p> <p>まず、標準事業規模の見直しについて、投資的経費の見直しの際の調査結果と、今回の調査結果を比較すると、大きな差が見られる施設がある。これらの施設については、今回の調査結果を踏まえた標準事業規模の見直しが必要と考える。</p> <p>次に、経費の設定方法について、土木費における公園内の公衆便所に係る維持管理については、公園と一体的な管理を行っている実態があると思われることから、公園の維持管理費と合わせて所要経費を検討する必要があると考える。また、現行算定は清掃回数などのモデルを設定しているため、その点も検証すべきと考える。</p> <p>この他、各施設の個別の経費についても、精査が必要であると考える。</p> <p>これらの点について、まず、公園内の公衆便所に係る維持管理経費については、区側からも同じ認識が示されたことから、次年度以降、改めて見直しを検討するものとして整理したいと考える。</p> <p>また、一部施設に係る標準事業規模の見直し及び各施設の経費については、区側修正案により、都側の意見を踏まえた精査の上、再整理されており、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>令和7年度財調協議において投資的経費の標準事業規模を見直したことに伴い、標準施設の経常的維持管理運営費について、現時点での区側の実態を反映させる必要があることから提案を行う。</p> <p>今回見直しを提案する施設は、令和7年度財調協議で標準事業規模を見直した24施設としている。各施設の箇所数及び固定比率については、投資的経費の標準施設と整合させて設定している。また、直営委託比率については、直営施設と指定管理者制度を導入している施設の運営比率を調査し、その結果に基づき設定している。</p> <p>経費の算出方法について、施設ごとに節または細節の決算総額を施設面積で割り返し、節ごとの1㎡当たりの単価を算出している。その算出した1㎡当たりの単価に、投資的経費の標準事業規模を乗じることで、標準施設としての経費を設定している。</p> <p>また、標準区職員数について、施設の箇所数及び固定比率、直営委託比率の見直しと整合させて設定している。</p> <p>提案については、都側から大きく2点の確認事項があり、区側において再整理を行った。</p> <p>一部の施設について、今回の調査結果を踏まえた投資的経費の標準事業規模の見直しが必要との点について、昨年度、都区で協議の上で整理したものであり、慎重に検討すべきと考えるが、都側の意見を踏まえ、今回の調査結果に基づくメニューごとの分析を実施し、改めて標準事業規模の設定を行った。</p> <p>また、公衆便所維持管理（公園費）の経費の設定方法に関する点について、公園全体で一体的な管理が行われている実態を踏まえ、次年度以降、公園維持管理費と一体的な見直しの検討を行うことに異論はない。</p>	<p>標準施設の経常的経費（維持管理運営費）について、算定を見直す。</p> <p>なお、公衆便所維持管理費（公園費）については、協議が整わなかった項目として整理する。</p>

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
7	<p>経常的経費の一部に係る物騰率の算出方法の見直し</p>	<p>現在、委託料等については、特定の経費を除き、特別区人事委員会勧告で示される公民較差率等を参考に物騰率を設定しており、民間給与の実態を加味した適切な額が、毎年、財調算定されていると認識している。</p> <p>区側提案では「厚生労働省毎月勤労統計調査」の「調査産業計の給与」を用いているが、こちらも民間給与の実態を踏まえたものであり、現行手法の考え方と軌を一にしているものとする。</p> <p>その上で、提案で示されている物騰率が現行手法によるものと大幅に乖離している点については、計算過程において、対前月の増減率を用いるべきところを、対前年同月の増減率を用いていることが要因であると思われる。都側でこれを是正して試算したところ、現行手法による物騰率と近似する率になることが確認できていることから、物騰率算出方法を変更する必要性はないものとする。</p> <p>また、最低賃金の上昇率と現行の物騰率の差分を臨時的加算する提案についてであるが、特別区人事委員会勧告は、民間給与実態調査を基にしたものであり、その調査数値には最低賃金の影響が反映されているものとする。そのため、現行手法においては、最低賃金上昇の影響が間接的に反映されていることから、別途加算することは馴染まないものとする。</p>	<p>財調上の各種経費は、毎年度、一部を除き各種指標にもとづいて算出された物騰率等を用いて特別区を取りまく財政への影響を反映している。しかしながら、昨今の急激な物価上昇による原材料価格の高騰、労務単価の上昇等の影響に対応できておらず、特別区の実態に即したものとなっていない状況である。</p> <p>今回の提案は、特別区の実態との乖離が特に大きいことが想定される役務費の一部及び委託料に係る物騰率について、算出方法の改善を行うものである。</p> <p>物騰率の算出に用いる指標を修正し、改めて算出した率と過去十数年の時世の流れとを照らし合わせると合致していない年度が多数散見されるため、恒常的なメンテナンスとしての区側提案は取り下げることとする。</p> <p>一方で、近年の資材価格の高騰、賃金上昇等を背景に民間委託等業者が負担する経費に対して適切に対応できるよう総務省から複数年度にわたり通知が各自治体に発出されているところである。また、前述の通知に追随する形で委託料の増加分については、地方交付税（普通交付税）の単位費用に加算する方法により対応している。</p> <p>直近3か年における急激な資材価格の高騰、賃金上昇等に各区が対応している状況が確認できたため、少なくとも直近3か年分においては、通常の財調上の物騰率以上に臨時的に加算するなどの対応をとるべきであるとする。各区が積算根拠として多く用いている最低賃金の令和4年度から令和7年度までの各年度における上昇率（13.73%）から令和6年度から令和8年度までの財調上の物騰率（7.67%）を差し引いた率（6.06%）を役務費の一部と委託料に臨時的に加算することを提案する。</p> <p>特別区内で適用される都区財政調整においては、特別区の実態に見合った算定とすべきであり、各区が積算根拠として多く用いている最低賃金の上昇率と現行の物騰率の差分を臨時的に加算することが妥当であるとするが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
8	基準財政需要額のあり方	<p>都区財政調整制度が準ずる「地方交付税法」の逐条解説では、基準財政需要額について、「各地方団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的かつ妥当な水準における行政を行うのに必要な財政需要を測定したものである。」と記載されている。</p> <p>また、財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、個々の事業・事務内容に即し、特別区の実態だけでなく、地方交付税の算入水準や類似団体の実態、国庫・都補助等の取り扱い等も踏まえ、総合的に勘案して判断をしていくものと考えている。</p> <p>なお、都基準に関しては、「都民が都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたもの」であり、いわゆる、都内区市町村の「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。</p> <p>そのため、都基準よりも上の水準の需要を財調算入する場合には、「大都市需要」として論理的に説明できることが必要と考える。この考え方は、国基準しかない場合についても同様である。</p> <p>特別区の実態があることをもって、直ちに「合理的かつ妥当な水準」の論理的な説明になるとは認識していないが、大都市需要として論理的に説明できる需要について提案があれば、引き続き、真摯に議論すべきと考えている。</p>	<p>都区財政調整制度は、都と特別区の間にも適用される制度であるため、区間配分に用いる「あるべき需要」については、「合理的かつ妥当な水準」の観点において、特別区のおかれた実態に適合させるべきである。</p> <p>そのため、これまでの協議において、区側は、単独事業であっても、特別区で標準的に行われている事業であれば、その実態をもって、「合理的かつ妥当な水準」に達した「あるべき需要」として算定すべきと提案している。</p> <p>一方、都側は、その「あるべき需要」を判断する「合理的かつ妥当な水準」は、全国の市町村が義務的に行う事務のほか、国または都が示した基準であると主張している。このように、「基準財政需要額のあり方」についての都区の考え方に大きな乖離があるため、協議が不調となる事業が散見される状況である。</p> <p>基準財政需要額のあり方を考えるに当たり、そもそも、都と特別区の間にも適用される財調制度と全国の市町村を対象とする地方交付税制度では、制度の構造上、基準財政需要額として捕捉すべき範囲が、次のとおり異なる。</p> <p>まず、固定資産税等の調整税の留保財源に関するものである。地方交付税制度では、基準財政収入額の算定の際、調整税の25%分が自主財源事業に充てるための留保財源とされることから、その分は、基準財政需要額に反映されない。</p> <p>(つづきあり)</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	基準財政需要額のあり方 （つづき）		<p>一方、財調制度では、調整税の全額が都区間で財源配分を行う原資となるため留保財源は発生しない。そのため、調整税の一定割合に係る分の全額、地方交付税制度では留保財源とされる分も、基準財政需要額として捕捉する必要があると考える。</p> <p>次に、地方交付税算定上の財源超過分に関するものである。財調制度は、地方交付税の都区合算による適用があった後の都区間の財源配分を行う制度であり、地方交付税算定上の財源超過分も含めて調整を行うものと考え。そのため、財調制度では、その分地方交付税以上に基準財政需要額を捕捉する必要があると考える。</p> <p>今述べたとおり、基準財政需要額として捕捉すべき範囲は、制度の構造上、地方交付税制度よりも、財調制度の方が広いと考える。</p> <p>加えて、財調制度は23区のみを対象とし、その実態に即した合理的な財政力や財政需要を捕捉することが可能であること、また、地方交付税制度における基準財政需要額では、一定の単独事業が算定されていることも考慮すると、特別区で標準的に行われている単独事業について、「あるべき需要」として算定がされるべきと考える。</p> <p>（つづきあり）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	基準財政需要額のあり方 （つづき）		<p>財調制度における基準財政需要額は、国または都が示した基準に縛られず、特別区の実態を反映し算定すべきと考える。都と特別区のみで適用される財調制度において、特別区域で普遍的に実施しているものは、特別区の実態として、国や都基準以上に捕捉すべきと考える。</p> <p>また、区側が算定を求めている特別区の単独事業は、特別区の区域において標準的に行われているものであり、基準財政需要額に算入することも技術的に可能である。このため、基準財政需要額に反映することが妥当と考える。</p> <p>財調制度は都と特別区の間のみ適用される制度であることから、「あるべき需要」の観点において、特別区の実態に適合した算定とすべきであり、地方交付税の算入水準や類似団体と比較して判断するものではない。また、地方交付税で算定していない事業を算定している実態もある。</p> <p>このような中、特別区の区域における区民ニーズに応えるため標準的に行われている実態があり、基準財政需要額への算入も技術的に可能である特別区の単独事業を財調制度上、算定可否を明確にしないことには、疑問を抱かざるをえない。</p> <p>今回は基準財政需要額のあり方、特に「あるべき需要」の考え方について協議したが、都区の見解を一致させるまでには至らなかった。国による検討が進められている不合理な税制改正に論理的に対抗するため、財調制度への共通理解を深められるよう、引き続き都区で議論していきたいと考えているので、よろしく願います。</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
9	特別交付金	<p>特別交付金の算定ルールについては、都区合意に基づき策定されており、その内容について問題はないと考えているが、区側から示された提案内容について、都の考えを示す。</p> <p>まず、「交付率の変更等」について、区側から、「算定の予見性」という観点と、都区双方で共通の認識を持つことによる「事務負担軽減」という観点からの提案である旨の見解が述べられた。前提として、特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではなく、また、交付率の引き上げは、算定ルールに則り、財源状況に応じて実施するものであり、あらかじめ目安を作成し明示するものではない。都側としては、「交付率の変更等」を検討するに当たっては、区側が考える観点だけではなく、景気後退時における調整税等の減収局面も考慮する必要があることから、単に直近の実態のみをもって交付率の変更を行うべきではないと考える。</p> <p>これに関して、区側から、算定項目「C-U」について、「原則4分の1以上」と、「原則」をつけることで、様々な状況に応じた運用が可能との見解が述べられたが、都側としては、この見解であると、区側が主張していた「算定の予見性が高まる」という点については見込むことができないと考えており、また、現行の算定ルールでも、様々な状況に応じた運用が可能となっていることから算定ルールを変更すべき理由はないと考えている。</p> <p>さらに、算定項目「C-U」の交付率の引き上げの目安の作成に関して、区側から、交付率の引き上げの参考となるものとして、過去の引き上げ実績を示すことについて発言があったが、都側としては、交付率は、各区に対して事業毎に通知しているため、区側で情報共有すれば実現するものと考えている。</p> <p>（つづきあり）</p>	<p>令和7年度財調協議において、区側は、特別交付金の割合が6%に変更になることを踏まえ、早急にルール作りが必要であると発言し、これに対し、都側からは「特別交付金の算定ルールは、都区で議論を積み重ねて合意したものであり、都はそのルールに則って適切に算定していることから、透明性・公平性の確保の観点からも、問題はないと考えているが、算定ルールについて、都区で議論を行うことは、異論がない」という回答があった。このことを踏まえ、算定ルールの見直しについて前向きな議論をお願いする。</p> <p>1つ目は「交付率の変更等」である。算定事業を分析した結果、「C-U」は、交付率「4分の1」で算定されている事業が最も多いこと、また、交付率毎に事業の共通性がみられること、また、「B-E」は、ほぼ全ての事業が交付率「3分の2」で算定されていることを確認した。</p> <p>こうした実態を踏まえ、算定項目「C-U」の原則の交付率を実態に合わせて明示すること、加えて、交付率の引き上げの目安を作成し明示すること。また、算定項目「B-E」の原則の交付率を実態に合わせて変更することを提案する。</p> <p>本提案により、算定の予見性が高まるものと考えている。また、現状より、さらに精度の高い予算編成が可能になる等、財政運営上のメリットにつながるものと考えている。加えて、交付率等について、都区双方で共通の認識を持つことで、交付率等に関する事務上のやりとりが低減され、事務負担軽減にもつながるものと考えている。</p> <p>なお、都区双方の協議によって定められている算定ルールに交付率が明示されることは、透明性、公平性の向上に資するものと考えている。</p> <p>（つづきあり）</p>	<p>「交付率の変更等」について、協議が整わなかった項目として整理する。</p> <p>算定項目「C-I 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応」の算出方法の変更について、申請初年度から事業終了年度の平均財調単価に整備面積を乗じた額で精算する方法に見直す。</p>

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 (つづき)	<p>次に、「算定項目『C-イ』の算出方法の変更」について、令和7年度財調協議における区側提案は、財調単価による算定を前提とした提案であった一方、今回の提案は、財調単価による算定を廃止し、実績額による算定のみとする提案となっており、考えが変わっているため、その理由を伺ったところ、区側から、「昨今の建築資材の高騰等により、大規模改修や、改築に係る工事費が、一層増加している実態が、あらためて確認された」との回答があったが、令和7年度財調協議における区側提案も同様の理由であり、考えが変わった理由について十分な説明となっていなかった。また、「C-イ」の算出方法は、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整するためのものであり、実績額による算定のみの場合、区間配分に課題が残ることについて、区側の見解を伺ったところ、「各区における大規模改修や改築の規模、単価の差異自体も特別の財政需要である。」との回答があったが、各区における事業の規模や単価のグレード差の調整を行う必要がなくなった理由について区側から明確な説明がなかった。</p> <p>都側としては、昨今の建築資材の高騰等により、大規模改修や、改築に係る工事費が、一層増加している実態があるということについては、財調単価を用いて分割交付を行う場合の精算方法を見直し、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算すべきと考える。</p> <p>これに関して、区側から改めて変更案の提示があった。その内容は都側の意見を踏まえたものであり、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算することで、財調単価の上昇及び下降を反映することが出来るため、妥当と考える。また、今年度から適用することに都としても異論はない。</p>	<p>2つ目は、算定項目「C-イ 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応」の算出方法の変更である。令和8年度財調協議に向けて、算定項目「C-イ」に関して調査した結果、多くの算定事業が実績額により算定されていること、また、改築及び大規模改修の中で、財調単価による算定とされたため実績額を下回るといった乖離があることが確認された。</p> <p>こうした実態を踏まえ、建築資材の高騰等の影響を漏れなく捕捉できる、実績額による算定の方が、財調単価による算定と比較して、より妥当であるとの考えに至った。そこで、現行の財調単価による算定と実績額による算定を比較して、いずれか少ない額で算定する算出方法を、実績額による算定に見直すことを提案する。</p> <p>都側から、財調単価による算定は、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整するものであるとの意見があったが、基準財政需要額によって捕捉されなかった特別の財政需要を算定するものであり、差異が生じること自体、特別交付金の性格にも相反するものではなく、各区の大規模改修や改築の規模、単価の差異自体も特別の財政需要であると考ええる。</p> <p>また、区間配分について、その当事者である特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、総意として主体的にとりまとめたものである。</p> <p>しかし、今回の協議で、実績額で算出する方法について、都区双方の見解を一致させることが困難であると考ええる。実績額で算出する方法が妥当であるという考えに変わりはないものの、現下の状況を看過できず、都側からの意見を踏まえた検証を行い、その結果を反映した変更案を提出する。</p> <p>(つづきあり)</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 (つづき)		<p>具体的には、事業終了年度において、申請初年度から事業終了年度の平均財調単価に整備面積を乗じた額で精算する方法である。この算出方法により、財調単価が増加した場合、工事費の増加に対し、一定程度、対応することができると考える。</p> <p>なお、本件は早急に対応する必要があることから、都区で合意がなされた際は、今年度から適用することを求める。</p> <p>まず、「交付率の変更等」について、都区双方にとって、よりよい見直しになるものと考え、誠実に説明を行った。しかし、都側に意図が十分には伝わらず、今回の協議で、都区双方の見解を一致させることは困難であると考え。</p> <p>次に、「算定項目『C-I』の算出方法の変更」については、区側が当初提案した実績額での算定に代えて、都側の意見を踏まえた、区側の変更案に沿った整理がされた。</p> <p>今回、特別交付金の算定ルールの見直しについて、一定の整理ができたが、次年度は、特別交付金の割合が6%に変更になった後の、算定結果が明らかになる年であり、あらためて検証が必要と考える。</p> <p>算定ルールの見直しについて、引き続き、協議を行いたいと考える。その際は、前向きな議論をお願いする。</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
10	都市計画交付金		<p>都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域では都区制度が適用されていることから都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源として活用できるよう、設けられているものである。</p> <p>都市計画税が増収傾向にある中、都市計画交付金の令和7年度当初予算額は前年度より100億円増の300億円となり増額が図られた。</p> <p>区側としては、引き続き、特別区が行う都市計画事業をより計画的に推進できるよう、都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源の確保や全都市計画事業を交付対象化すること、交付率の上限撤廃、都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法を改善することを提案する。</p> <p>また、都市計画事業の都区双方の実施実態について、従前からの必要な情報提示の求めに、応じていただけていない。都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源が確保されているかを検証するためにも、必要な情報の提示を改めて求める。</p> <p>平成19年度財調協議までは、財調協議の場を中心に、交付金の対象事業の見直し等について整理してきた経緯がある。それ以降の財調協議においては、都側は財調協議の中で直接議論するものとは考えていない等という見解を示し、実質的な議論ができていない。</p> <p>都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行することが必要である。都市計画交付金について、積極的に議論を重ね課題解決に臨みたいと考えているので、是非とも前向きに協議に応じていただくよう、お願いする。</p>	

3 財源を踏まえた対応

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	財源を踏まえた対応	<p>現在の協議状況及び高度経済成長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎える中、学校をはじめ、公共施設の多くは災害時における避難所に指定されていることから、老朽化対策が喫緊の課題となっていることを踏まえ、公共施設改築経費を臨時的算定すべきとの提案である。</p> <p>「令和7年度再調整」の協議でも申し上げたが、発生が危惧されている首都直下地震や、頻発化・激甚化する風水害に備え、災害時に避難所等となることから、必要な改築は適時行うことが求められるものと考えられる。</p> <p>また、過去のリーマンショックによる減収への対応として、それ以前に臨時算定した改築経費が存在したことから、当該時期の年度事業量をゼロとすることで対応した経緯もあるため、区側の提案については、都側としても異論はない。</p> <p>なお、平成31年度財調協議で整理したとおり、公共施設改築需要の集中期の対応については、区側の検証により、財調上、過去の臨時的算定により対応が済んでいることが明らかになっている。</p> <p>このため、今回の再調整及び臨時的算定についても、引き続き、費目別、標準施設別で臨時的に算定した額と年度事業量を都区双方で管理し、後年度の不況時の対応に資することとする。</p>	<p>都側より改めて令和8年度財源見通しが示されたが、普通交付金の財源は、所要額に比べ上回る見込みであるとのことだった。</p> <p>今回の協議においても、一部の事業で都区の考え方を一致させることができず、依然として需要額算定すべき事業が多く積み残っていると考えている。</p> <p>一方で、各区では、高度経済成長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎えており、学校をはじめ、公共施設の多くは災害時における避難所に指定されていることから、老朽化対策は喫緊の課題となっている。</p> <p>そこで、区側としては、現在の協議状況及び特別区の現状を勘案し、財源を踏まえた対応として、公共施設改築工事費の臨時的算定を提案する。</p>	<p>公共施設改築工事費の臨時的算定について整理する。</p>

令和7年度都区財政調整（再調整）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	7年度の対応	<p>区側から提案があった第一子無償化への対応や標準給単価等の見直しのほか、首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費など計6項目について、算定すべきと考える。</p>	<p>都側から、再調整項目として、義務教育施設の新増築等に係る経費の算定と、公共施設の改築需要に係る経費について、提案があった。</p> <p>区側としては、義務教育施設の新増築等に係る経費については、項目として理解したが、区間配分に与える影響に鑑み、慎重に検討する必要があると考える。</p> <p>また、公共施設の改築需要に係る経費については、項目として異論はないが、その他の事業として、特別区の実態と大幅な乖離が生じている事業などについて、優先的に算定すべきである。</p> <p>具体的には、ガバメントクラウド関連経費、共同生活援助等事業費、第一子無償化への対応、予防接種費（带状疱疹）、予防接種費（新型コロナウイルス）、【小・中学校費】学校運営費（電気料・ガス料・水道料）、副食費の無償化、標準給単価等の見直しの計8項目の算定を求める。</p> <p>今回示された都側提案を見ると、区側から提案した項目について、一部盛り込まれていないが、いずれの項目も区の考え方とは一致するものとなっている。</p> <p>また、都側から提案があった、義務教育施設の新築・増築等に要する経費の算定についてだが、再調整での算定については、区間配分に与える影響に鑑み、慎重に検討する必要があると考える。</p> <p>令和7年度の普通交付金の財源状況を踏まえて確認したところ、都側提案は、区間配分への影響を一定程度考慮したものとなっている。</p> <p>以上の点を踏まえ、令和7年度再調整については都側提案に沿って整理したいと考える。</p>	<p>共同生活援助等事業費、第一子無償化への対応、予防接種費（新型コロナウイルス）、標準給単価等の見直し、首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費、義務教育施設の新築・増築等経費の起債充当除外の6項目について整理する。</p>